

## 綾瀬市人事評価制度検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市人事評価制度検討委員会の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 公平性、透明性、客観性、納得性の高い人事評価制度を構築するため、綾瀬市人事評価制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人事評価制度の運用に関する事項
- (2) その他人事評価制度について必要と認められる事項

### (組織)

第4条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、公共資産課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に対し会議に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、職務上関連のある代理者を出席させることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、職員課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定

める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

部局名	課長等
市長室	秘書広報課長
経営企画部	企画課長
総務部	公共資産課長
福祉部	福祉総務課長
市民環境部	市民活動推進課長
健康こども部	こども未来課長
産業振興部	商業観光課長
都市部	都市計画課長
土木部	道路管理課長
消防本部	消防総務課長
議会事務局	議会事務局次長
教育部	教育総務課長